

東総地区広域市町村圏事務組合告示第3号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定により、東総地区クリーンセンター及び旭中継施設の計量所内において、一般廃棄物の計量、処理手数料の受領及び領収書の発行等の業務を別表のとおり委託した。

令和5年4月1日

東総地区広域市町村圏事務組合
管理者 米 本 弥 一 郎

別表

番号	委託業務名	委託場所	収入事務受託者	委託期間	担当
1	広域ごみ処理施設 整備及び運営事業	銚子市野尻町 1678 番地の 1 東総地区クリーンセンター	銚子市野尻町 1678 番地の 1 株式会社東総クリーンシステム	令和 3 年 4 月 1 日から 令和 23 年 3 月 31 日まで (20 年間)	環境施設課 0479-30-2311
2	旭中継施設受付計 量業務	旭市ニの 5938 番地 1 旭中継施設	成田市赤坂二丁目 1 番 14 号 株式会社オーエンス成田支店	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで (1 年間)	中継施設課 0479-85-8043